

しあわせ南流

南流山地区社会福祉協議会
 広報部会事務局
 会長 市川 誠
 南流山 8-6-1-1-705
 TEL 7140-7152

改正介護保険法の施行

2000 年施行の介護保険制度は財政負担などの諸事情から大幅見直しが行われ、2005 年 6 月 22 日に改正介護保険法が成立しました。そして 2005 年 10 月に特別養護老人ホームなどの施設給付の移住費、食費の自己負担の先行施行を経て、2006 年 4 月からの本施行となります。

改正介護保険法は介護予防（「要介護」状態にならないための予防支援）と介護サービスの質の向上を目指したもので、次の 5 項目にまとめられます。詳細は高齢者支援課（電話 7150-6080）まで。

1. 予防重視型システムへの転換
 軽度の介護保険受給者（「要支援」「要介護1」）を対象とした要介護状態の軽減と悪化防止に効果的な予防給付が設けられます。マネジメントは「地域包括支援センター」が実施します。
2. 施設給付の見直し
 介護保険3施設（ショートステイを含む）居住費・食費が保険給付の対象外となります。低所得者の施設利用に配慮した新たな補足給付が設けられます。
3. 新たなサービス体系の確立
 地域の特性に応じた「地域密着型サービス」の創設と、地域における総合的な相談窓口機能・介護予防マネジメント・包括的・継続的マネジメントの支援をになう「地域包括支援センター」の創設、ケア付き居住施設の充実と有料老人ホームの見直しによる居住系サービスの充実が図られます。
4. サービスの質の確保・向上
 介護サービス事業者による事業所情報公表の義務付け、指定更新導入と欠格要件の見直しによる事業者規制の見直し、ケアマネジャーの資格更新の導入と研修義務化などのケアマネジメントの見直しが図られます。
5. 負担のあり方 制度運営の見直し
 第1号被保険者の保険料の見直し・要介護認定の見直しによる負担の変更、市区町村の保険者機能の強化が図られます。

【参考】 あったかタウン

<http://www.kaigo-town.jp/index.html>



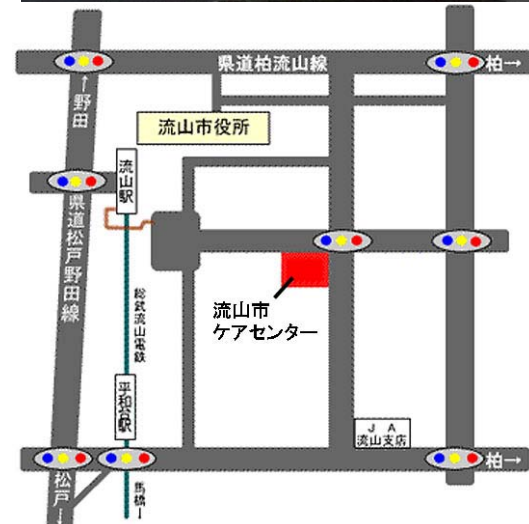
4月1日、在宅介護支援センターが統合へ

南流山在宅介護支援センターは 2000 年開所以来、南流山地域の在宅介護支援の拠点となり、当地区社協の各種事業にもご協力をいただけてきました。

改正介護保険法施行で流山市の現在の 8 つの在宅介護支援センターが 4 つの地域包括支援センターに統合されます。南流山は流山市南部地域包括支援センター（平和台在宅介護支援センターが改称）の管轄となり、南流山在宅介護支援センターは 3 月末で閉所となります。今までありがとうございました。



ありがとう、南流山在宅介護支援センター



流山市南部地域包括支援センター（4月1日より）
 〒270-0157 流山市平和台 2-1-2
 流山市ケアセンター内 電話 7159-9981

民生委員・児童委員紹介

南流山地区社会福祉協議会は南流山小学校区の自治会役員、婦人会、老人会、南流山地区ボランティア、南流山小学校校長先生他の皆さんとともに民生委員と主任児童委員がメンバーとなっています。

民生委員は民生委員法で設置が定められ、児童委員は児童福祉法によって民生委員が兼ねています。委員の数は中核市・人口 10 万人以上の市では 170～360 世帯ごとに 1 人が目安で、南流山小学校区は大字木と南流山 2・3・6・7・8 丁目の各丁目に 1 名の計 6 名が担当しています。民生委員は市に設置の民生委員推薦会での選考などを経て厚生労働大臣に任期 3 年（再任有り）で委嘱されます。一部の交通費等の実費支給を除いて給与の支給はありません。しかし、援助を必要とする人の立場に立ち、そのプライバシーを守りながら次の活動を行っています。

■ 民生委員

民生委員の次の 7 つの活動が基本とされています。

1. 社会調査活動

担当区域内の住民の実態や福祉ニーズを必要に応じて適切に把握すること。

2. 相談活動

援助を必要とする住民がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。

3. 情報提供活動

援助を必要とする住民が福祉サービスを適切に利用するのに必要な情報の提供やその他の援助を行うこと。

4. 連絡通報活動

住民が、個々の福祉ニーズに応じた福祉サービスが受けられるよう関係行政機関、施設・団体等に連絡し、必要な対応を促すパイプの役割となること。

5. 調整活動

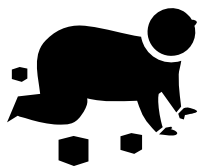
住民の福祉需要に対応し、適切なサービスの提供が図られるように支援すること。

6. 生活支援活動

住民の求める生活支援活動、また、支援体制をつくっていくこと。

7. 意見具申活動

活動を通じて得た問題点や改善策についてとりまとめ、必要に応じて民児協をとおして関係機関などに意見を提起すること。



■ 児童委員

児童委員は、地域の児童および妊産婦の健康状態、生活状態を把握して、それらの人が必要な援助を受けられるようにしたり、福祉サービスを行なう組織との連絡調整を行ないます。主任児童委員は地域全体の児童福祉に関する事項を専門に担当し、区域担当の児童委員と協力して市、児童相談所、福祉事務所、学校などと連携した諸活動を行います。

民生委員の活動に対する皆様のご理解とご協力をお願いします。また、ご心配事などがありましたら地域の民生委員までお気軽に連絡ください。

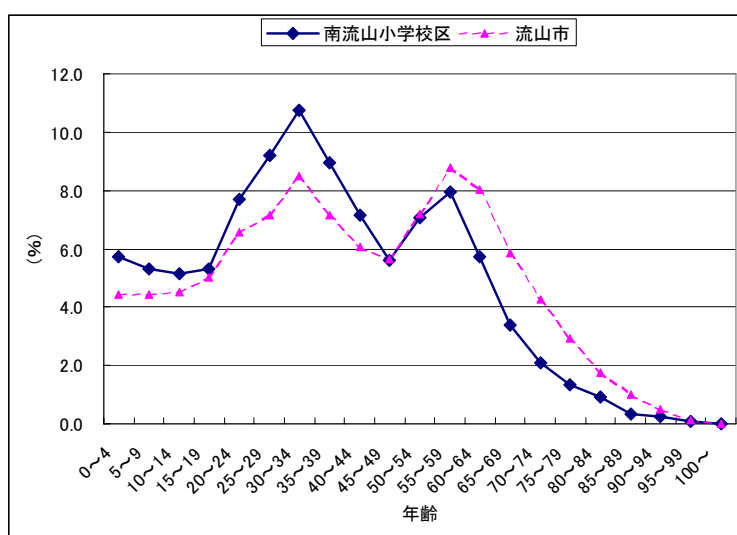
各地域の民生委員については、流山市役所保健福祉部の社会福祉課（TEL 7150-6079）、または、流山市社会福祉協議会（TEL 7159-4735）へお問合せください。

【参考】

全国民生委員児童委員連合会

<http://www2.shakyo.or.jp/zenminjiren/index.html>

南流山小学校区の人口



流山市の人口は平成 17 年 4 月 1 日現在で 150,910 人。南流山小学校区（大字木、南流山 2・3・6・7・8 丁目）の人口は 11,946 人。そして流山市の平均年齢は 41.6 歳であるのに対して 36.5 歳。上の 5 歳階級別人口分布比率のグラフからも南流山小学校区が若い地域であることがわかります。

【『しあわせ南流』（第 29 号）の記事訂正】

「地区社協は 15 歳」の記事中で「母子推進委員」と記載しましたが、平成 16 年 11 月 30 日に県の母子福祉推進員制度が廃止され、現在はこの委員はありません。なお、民生委員・児童委員がこの役割を引き継いでいます。